

食料産業局のチャレンジ

農林水産省の組織再編により、平成23年9月1日に食料産業局(新局)を創設

資料1-1

<任務>

農林水産省組織令(抜粋)

第五条(食料産業局の所掌事務)

- 4 農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 7 農林水産省の所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

食・「食を作り出す農山漁村の資源や環境」に関連する産業を幅広く所掌し、その育成や発展を図る。

食料産業局の創設

<政策のフィールド>

農山漁村の資源を活用した産業を育成する

食や環境を通じて生産者と消費者の絆を強める



<政策のツール>

新しい結合により革新を誘発

<5つの新結合>

新しい財貨	・高品質品種の導入、多面的機能・生物多様性配慮産品、機能性食品
新しい生産方法	・AI導入、植物工場、完全養殖工場
新しい販路	・サプリメント、輸出、機能性食品、ペットフード、地産地消
新しい原材料	・バイオマス活用、絹糸人工血管
新しい組織	・食料産業局

<当面の課題>

- 一 「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針」の戦略から 一 (平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部)

1 農林漁業の成長産業化【戦略2】

6次産業化、資本力増強のためのファンド、消費者との絆

2 輸出戦略の立て直し【戦略2】

信頼回復、地理的表示保護制度、食文化、GAP・HACCP

3 再生可能エネルギーの推進【戦略3】

土地、水、風、熱、生物資源の活用、分散型エネルギー供給体制、新たな所得と雇用

<共通の政策シーズの創設>

(株)農林漁業成長産業化支援機構法案(ファンド法)

- ・農林漁業成長産業化ファンドを造成
- ・官民で共同出資の株式会社
- ・地産地消や6次産業化の取組を行う事業者に対し、資本増強。

<個別の政策シーズの創設・強化>

【6次産業化の推進】

- ・地産地消や6次産業化に取り組む経営者の資本力強化
- ・加工・販売施設等整備の支援強化
- ・経営者を支援する6次産業化プランナーの強化

地理的表示保護法案

- ・地域に固有の品質又は特徴を有する産品を対象として、地理的表示の保護制度の導入

【輸出戦略の立て直し】

- ・安全神話から脱却し、新たな信頼を獲得するための安全・品質管理体制の構築(GAP、HACCP等)
- ・「ジャパンプランド」の確立に向けた国家戦略的マーケティングの再構築

農山漁村における再生可能エネルギーの供給の促進に関する法律案(仮称)

- ・農林漁業と調和のとれた再生可能エネルギー電気の供給を促進するための国の基本方針・市町村の基本計画
- ・地域の耕作放棄地の適切な利用など土地の合理的な利用に関する措置

※ その他、証券・金融・商品を横断的に取り扱うことのできる総合的な取引所の創設に向けた法整備を検討